

HAPPY
WEDDING /


新婚生活を 応援します！

最大
60
万円

申請期間

令和6年6月1日から
令和7年3月31日まで

申請前に必ず**事前相談**を
してください

 **対象となる新婚世帯** 次の条件をすべて満たす新婚世帯です

婚姻

- 令和6年1月1日以降に婚姻した夫婦
- 夫婦ともに婚姻日の年齢が満39歳以下

所得


- 夫婦の合計所得が500万円未満(奨学金の返済額を控除可)

住居

- 夫婦の少なくとも一方が大仙市に住所があること
- 上記の住所が、申請する住宅の所在地であること


その他

- 補助金の交付を受けてから2年以上、大仙市に生活の拠点を置く意思があること
- 公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと(他の市町村含む)
- 夫婦ともに市税の滞納がないこと

 **補助金の額**

夫婦ともに満29歳以下の新婚世帯	…	上限 60 万円
上記以外の新婚世帯	…	上限 30 万円



 **対象経費** 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った費用であること

	対象となるもの	対象とならないもの
取得費用	住宅(新築、中古住宅)の取得費用	土地の取得費用
賃貸費用	家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料	駐車場費用、勤務先の住居手当支給分
リフォーム費用	修繕、増築、改築、設備更新などの工事費用	倉庫・車庫・外構などの工事費用、家電の購入・設置費用
引越費用	引越業者や運送業者に支払った費用	自家用車による引越費用、レンタカー、謝礼

申請方法や申請の流れなどの詳細は、市のホームページでご確認ください。

